

事業復活支援金における第7期・第8期時短要請協力金の対象月収入金額の取り扱いについて

時短要請協力金は事業復活支援金の対象月収入金額に加えることとなっていますが、県が独自に上乘せした協力金については、事業復活支援金の算定における収入に当たりません。事業復活支援金の申請にあたっては、下記により、1日あたりの計上する収入金額をご確認の上、月ごとの時短要請日数を乗じて対象月収入金額を算出ください。

時短要請期間開始日における 感染対策認証店の別	時短要請期間中の 営業実態	酒提供の有無	★対象月収入に計上する金額（1日あたり）		
			1日あたりの協力金 3万円の店舗	1日あたりの協力金 3万円より多い店舗	売上高減少額方式 を使用した場合
認証店	休業	提供無し	3万円	その金額 算定基準売上高*×0.3 (千円未満端数切り上げ) ※算定の結果、2.5万円未満 となった場合は2.5万円（下 限）、7.5万円より多くなった 場合は7.5万円（上限）	その金額 「その金額」あるいは 「算定基準売上高×0.3 (千円未満端数切り上げ)」 のいずれか低い方
		酒提供有り	2.5万円		
	21時まで営業	提供無し	2.5万円		
		酒提供有り	2.5万円		
	20時まで営業	提供無し	3万円		
		酒提供有り	2.5万円		
認証店以外	休業	提供無し	3万円	その金額	その金額
		酒提供有り	2.5万円	その金額	その金額
	20時まで営業	提供無し	3万円	その金額	その金額
		酒提供有り	2.5万円	その金額	その金額

*算定基準売上高とは申請の際に「協力金計算書」で算出した1日あたりの売上高のことです。

対象月収入金額算出の際は・・・



上記「★対象月収入に計上する金額（1日あたり）」×各月の時短要請日数 を加えてください

※時短要請期間中に認証店になった店舗は、認証店となった後の営業実態によって金額が変動することがございますのでご注意ください。